

2025年度スタートアップ企業等とのマッチング促進事業

県内企業とのマッチング促進のための 試験費用助成事業実施要領

実施期間：2025年7月1日（火）～2026年3月31日（火）

※ 予算額の上限に達した場合、期間内であっても受付を終了します。

【留意事項】

- 1 本事業は、福島県からの受託事業であるため、福島県の方針変更等により、実施内容等が変更される場合があります。
- 2 本事業の活用を希望する場合は、必要書類を揃え、一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構へ申請の上、事業採択される必要があります。

2025年7月

一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構

2025年度スタートアップ企業等とのマッチング促進事業

県内企業とのマッチング促進のための

試験費用助成事業実施要領

2025年7月

一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構

一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構（以下、「機構」という。）は、「県内企業とのマッチング促進のための試験費用助成事業」（以下、「本事業」という。）を実施します。本事業を活用したい企業等は、本要領に基づき申請してください。

なお、本事業は福島県からの受託事業であるため、委託者の方針変更等により、実施内容が変更となる場合があります。

目次

- 1 事業の目的
- 2 事業概要
- 3 申請から採択までの流れ
- 4 採択事業者の責務
- 5 その他

1 事業の目的

本事業は、福島県（以下、「本県」という。）において、全国のスタートアップ企業等（※）が持つ革新的な医療機器開発につながるアイデアと、本県ものづくり企業等が持つ加工や製造などの高い技術力とのマッチングを促進することにより、本県の医療機器産業の一層の集積や技術力のさらなる向上を図ることを目的に実施するものです。

※ 「スタートアップ企業等」とは2の（1）に記載のとおりです。

2 事業概要

本事業は、（1）の対象事業者が、ふくしま医療機器開発支援センター（以下、「センター」という。）を利用して（2）の対象試験を行うとき、（3）の応募要件を満たす場合に、当該試験費用の一部を助成するものです。

（1）対象事業者

スタートアップ企業	会社設立から15年以内の企業
スタートアップ企業以外の企業	スタートアップ企業に該当しない企業
大学等	学会、学術団体、医療系大学（大学の附属機関等を含む）やその研究者、医師等

（2）対象試験

安全性試験	生物学的安全性試験、電気的安全性試験（電磁両立性 EMC 試験を含む）、物性試験、化学分析試験
その他の試験	「安全性試験」に含まれない各種試験 ※ 有効性試験、性能試験、使用模擬試験、フィージビリティ試験、ユーザビリティ試験など

（3）応募要件

申請者が開発する、または開発に携わる医療機器等の開発・製造過程における、本県ものづくり企業とマッチングを図ることのできる具体的な案件を新たに提供すること。

【具体的な案件とは】

- 申請者が設計・開発中の医療機器等にかかる部材加工、部材供給、製造委託（試作含む）、量産対応等。
- 申請者が今後開発予定の医療機器等にかかる部材加工技術等の探索等。

- 提供いただくマッチング案件は、本事業を活用する試験との関係性の有無は問いません。
- 現時点ですでに県内ものづくり企業と連携している場合でも、新たなマッチング案件を提供することができれば本要件を満たします。
- 本事業によって提供いただいたマッチング案件に基づき、センターが対応可能な県内ものづくり企業の探索及び申請者との橋渡しを行います。
- 最終的に、橋渡しの結果、契約、発注に至らなかった場合であっても要件を満たしたものとします。

なお、マッチング案件の提供は、下記（１）～（３）を十分に考慮して行ってください。

- | |
|---------------------------------|
| (1) 開発の背景（ニーズ等）が整理されていること。 |
| (2) 県内ものづくり企業において対応が可能なものであること。 |
| (3) 製作期間（納期）が適切であること。 |

※ 同一デバイスを用いて実施する試験については、原則、本事業の活用は1回までとします（製品の開発段階に応じて複数回に渡って同一試験を実施する必要があるなど、必要性が認められた場合は、同一デバイス・同一試験で本事業を複数回活用することが可能ですが、その都度新たなマッチング案件を提供していただきます）。

(4) 助成の対象となる試験費用の範囲

対象経費	申請者の試験依頼内容に基づき機構が発行する当該試験の『見積書／発注書』及び『見積書内訳』（以下、「見積書」という。）に計上された経費。 ※ 申請に先立ち、センターの試験担当者との協議の上、当該試験に係る見積書を受領してください。
対象外経費	外部専門家への謝金、食糧費、旅費や滞在費用、消耗品・ディスプレイ（使い捨て）製品以外の物品購入、その他県または機構が本事業の対象経費として適切でない判断した経費

(5) 助成率等

< 1件あたりの助成率の上限 >

対象事業者における区分	助成率の上限
スタートアップ企業	対象経費総額の 2 / 3 以内
スタートアップ企業以外の企業	” 1 / 2 以内
大学等	” 2 / 3 以内

< 1件あたりの助成額の上限 >

対象試験における区分	助成額の上限
安全性試験	1, 000万円
その他の試験	500万円

【留意事項】

- 助成額に1万円未満の端数がある場合は、切り捨てとします。
- 予算が限られているため、申請件数の状況によっては、助成額の上限まで助成できない場合があります。
- 案件ごとの助成額は、事業採択後、機構から申請者へ通知します。その後、センター利用の実績等に応じて対象経費総額が変更となる場合は、改めて助成額を通知します。

(6) 事業実施期間

2025年7月1日(火)～2026年3月31日(火)

※ 本事業の活用を希望する試験等の実施期間が、上記事業期間を超える場合は、2026年3月31日までに発生した試験等の費用のみ対象経費とし、その対象経費に対して所定の割合を助成額とします。

3 申請から採択までの流れ

(1) 提出書類

申請者が企業の場合		申請者が企業以外の場合	
申請書(様式第1号)	1部	申請書(様式第1号)	1部
申請者のパンフレット等	2部	申請者の概要がわかる資料	2部
申請者の法人定款の写し	2部		
センター利用に係る『見積書/発注書』及び『見積書内訳』の写し(※)	2部	センター利用に係る『見積書/発注書』及び『見積書内訳』の写し(※)	2部

(2) 申請期間

a. 対象試験が動物実験を伴う場合

2025年7月1日(火)～2026年1月30日(金)

b. 対象試験が動物実験を伴わない場合

2025年7月1日(火)～2026年2月27日(金)

※ 本事業の活用を希望する場合は、申請手続きに先立ち、各試験の実施を希望する日の2か月前(b.の場合は1か月前)までに、下記5(2)記載の担当者まで、本事業活用を希望する旨の連絡をお願いします。その後、担当者から(1)の提出書類の提出期日をお伝えします。

※ 予算額の上限に達した場合、上記期間内であっても、受付を終了します。

(3) 提出先

一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構 事業企画推進部

〒963-8041 福島県郡山市富田町字満水田 27 番 8 (ふくしま医療機器開発支援センター内)

TEL: 024-954-4014 FAX: 024-954-4033

(4) 審査等

- 申請書類に基づき審査を行います。
- 必要に応じて申請者に対するヒアリングを行う場合もあります。
- 審査結果の通知は、採択となった事業については、申請者に対して機構から採択通知書を出します。不採択の場合は、申請者に対してその旨を通知します。

4 採択事業者の責務

(1) 申請内容の変更等

- 採択された申請内容のうち、「2025年度内にセンターを利用して実施する事業（各試験）」に関する部分については、原則として申請者の都合による変更は認められません。よって、申請前に、事業計画の内容を十分精査してください。
- 事業計画に重大な不備があり、変更なくしては試験目的を果たせない場合など、やむを得ず計画を変更しなければならない場合は、採択事業者は事前に「変更承認申請書（様式第2号）」を機構に提出してください。
- 変更が承認された場合には、申請者に対して機構から変更承認通知を发出します。変更が認められない場合も、申請者に対してその旨を通知します。
また、事業の中止を申請する場合も、同様の手順とします。

以下の変更は、軽微な変更として扱い、「変更承認申請書」の提出は不要とします。

- ・ 本事業の対象経費の20%以内の増減。
※ 20%以内の増減であっても、計画に重大な不備があり、変更なくしては試験目的を果たせない場合などは「変更承認申請書」の提出が必要です。

- 申請者の責により事業を中止した場合は、機構に支払うべき試験費用の全額を採択事業者の負担とします。

(2) 完了報告書の提出

採択事業者は、事業を完了したときは完了した日から2週間以内、2週間を待たずに2026年3月31日に到達する場合は2026年3月31日までに様式第3号を機構に提出してください。

(3) 事業成果の公表

県及び機構は、主催するセミナーやホームページ掲載等の広報活動を通じて、本事業の積極的な広報を行います。

つきましては、広報活動に必要な協力を採択事業者に依頼する場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、その場合は事前に採択事業者の確認をいただきます。

5 その他

(1) 個人情報の取扱い

本事業に関連して提供された個人情報については、以下の目的にのみ利用します。

- a. 審査及び審査に係る事務連絡、通知等
- b. 採択された場合において、事務手続きや評価試験の実施に必要な連絡
- c. 本事業に関連したセミナー、フォローアップ調査、アンケート調査等の連絡

(2) 応募に関する相談・問い合わせ

一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構

〒963-8041 福島県郡山市富田町字満水田27番8 (ふくしま医療機器開発支援センター内)

【対象試験に関すること (試験内容・見積等)】

高橋、関

TEL : 024-954-4017

FAX : 024-954-4033

メールアドレス : centre@fmdipa.or.jp

【本事業全体及び応募要件に関すること】

馬場

TEL : 024-954-4014

FAX : 024-954-4033

メールアドレス : jigyobu@fmdipa.or.jp